

概要

- 趣旨
地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの案を取りまとめるため、平成 22 年 1 月に総務省に設置
- 構成員
総務大臣を議長に、政務三役等、自治体関係者、有識者で構成（計 18 名）
- 会議の構成
検討に当たっては、本会議の下に第一分科会及び第二分科会を設け、各担当分野の事項について専門的な調査検討を実施。

主な検討項目

- 自治体の基本構造のあり方（二元代表性を前提とした自治体の基本構造の多様化、**基礎自治体の区分見直し、大都市制度のあり方**など）
- 住民参加のあり方（議会のあり方、住民投票制度のあり方など）
- 財務会計制度・財政運営の見直し（監査制度の抜本的見直しなど）
- 自治体の自由度の拡大（規制緩和）

検討の視点（問題意識）

- 自治法の規律密度が高く自治体の裁量余地が乏しい。自治体の自由度を拡大すべき。
- 厳格な二元代表制により、長と議会が対立した場合、行政運営に支障が出るおそれがあり、住民の意見が適切に反映されなかったり、効率的な事務処理が阻害されているなどのケースがあるのでは。
- 幅広い住民が、自治体の行政運営に参加するような方策を考える必要があるのでは。
- 「平成の大合併」進展後、市町村の姿は変貌を遂げたが、**現行の基礎自治体のあり方はこれにふさわしいものとなっているか。**
- 不適正経理事件等を踏まえ、監査制度の抜本的な見直しや財務会計制度の見直しが必要ではないか。財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大が必要ではないか。

これまでの開催状況と今後の予定

- 7月までに、本会議を5回、分科会をそれぞれ4回、分科会合同会議を1回開催。**6月22日には、これまでの議論の経過をまとめた「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」を公表。**
- 平成 22 年 11 月頃に論点を取りまとめ、平成 23 年の通常国会に地方自治法改正案を提出予定。その後も、検討を継続し、将来的には「地方政府基本法（仮称）」の制定を視野。

基礎自治体や大都市制度のあり方の議論（参考）

- 具体の議論には至っていないが、これまでの主な関連発言は以下のとおり。
- 基礎自治体を面積や人口などで一律に区切るのではなく、それぞれが守ってきたものなど一つずつ見直していく必要がある。**
 - 指定都市間にも都市的な形態の違いがあり、一律に扱うことの是非について精査が必要。
 - 指定都市から選出された道府県議会議員の位置付けが分かりにくくなっている。

「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」の概要（平成 22 年 6 月 22 日）

趣旨

これまで重点的に検討してきた、地方公共団体の基本構造、議会のあり方、監査制度・財務会計制度等の論点について、今後の具体的な検討を深めていくために、現時点における基本的な考え方を取りまとめたもの。

基本認識

- 地方自治法は、制定から 60 年以上が経過したが、平成 11 年の地方分権一括法を除けば、制定当初の大枠がほぼ持続。
- 人口減少・少子高齢化社会の到来、コミュニティ問題をはじめとする時代の潮流の中で、行政の果たすべき役割はより大きくなることを見込まれ、地方公共団体は、これまで以上に住民の負託に応えられる存在に進化する必要がある。
- 住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにすること、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにすること、この2つの観点から地方自治法のあり方を抜本的に見直す必要がある。

主な論点と基本的な考え方のポイント

○地方公共団体の基本構造のあり方

- ・地方公共団体の組織や運営等について、法律で定める基本的事項の枠組みの中で可能な限り選択肢を用意し、地域住民自身が選択できるような姿を目指すべき。
- ・二元代表制を前提としつつ、現行制度とは異なるどのような組織形態があり得るか要検討。

○長と議会の関係の見直しの考え方

- ・基本構造として、議会が執行権限の行使に事前の段階からより責任を持つようなあり方、又は議会と執行機関それぞれの責任を明確化し、より緊張感を持たせるようなあり方の2つの方向について、メリット・デメリットを検討。
- ・併せて、地方公共団体による基本構造の選択可能性について検討。

○議会のあり方を見直しの考え方

- ・議会の果たすべき機能と規模のあり方について検討。
- ・幅広い住民が議員として活動を行うことができるような具体的方策を検討。
- ・地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようなくみを検討。
- ・議員の職責・職務等を法律上明らかにしていくべきか、今後議論。

○監査制度と財務会計制度の見直しの考え方

- ・現行の監査委員制度、外部監査制度については、廃止を含め、ゼロベースで大胆に見直す。
- ・地方公共団体の補助機関に依存しない、専門的知識を備えた組織的な外部監査体制の構築について、具体的な制度設計を検討。
- ・監査を担う専門的人材の確保策や、全国統一の合理的な監査基準の設定について検討。
- ・国の財務会計制度との整合性を踏まえつつ、財務会計制度の見直しについて検討。